



避難行動要支援者 編



藤沢市



目次

第1部 はじめに

第1章 本冊子作成にあたって	01
第2章 要配慮者と避難行動要支援者	02
第3章 藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画	03

第2部 避難行動要支援者の個別支援対策

第1章 高齢者

1 ひとり暮らしやねたきり高齢者・高齢世帯及びその支援者 ...	04
----------------------------------	----

第2章 障がい者

1 視覚障がいのある方及びその支援者	05
2 聴覚障がいのある方及びその支援者	06
3 音声・言語機能障がいのある方及びその支援者	07
4 肢体不自由のある方及びその支援者	08
5 内部障がいのある方及びその支援者	09
6 精神障がいのある方及びその支援者	10
7 知的障がいのある方及びその支援者	11
8 発達障がい（自閉症など）のある方及びその支援者	12

第3章 要介護者

1 介護支援が無ければ生活が困難な方及びその支援者	14
---------------------------------	----

第3部 要配慮者の支援

1 要配慮者・ご家族・身近な方へ	15
2 支援者のみなさん～地域の方へ～	16
3 妊婦・乳幼児及び家族のために	17
4 外国人市民のために	18

第4部 巻末付録

● 巻末付録1：防災カード	19
● 巻末付録2：コミュニケーションボード	19
● 福祉避難所（一次）一覧	21

第1部 はじめに

第1章 本冊子作成にあたって

藤沢市は、災害対策基本法に基づき、本市及び防災関係機関が実施する災害予防、災害応急対策、災害復旧復興などに関する対策を「藤沢市地域防災計画」として定めています。この計画に基づき、地震災害、風水害、都市災害等に関する様々な対策を総合的に実施しています。

その取組の一つとして、この小冊子やメールマガジンなどの防災・災害情報提供ツールを「ふじさわ防災ナビ」と位置付け、平常時の防災情報から災害発生時の災害情報まで、市民の皆さんに多様な情報を提供することとしています。

1. 小冊子

- ふじさわ防災ナビ ～自主防災活動編～
- ふじさわ防災ナビ ～防災訓練編～
- ふじさわ防災ナビ ～いま、わたしたちにできること。～
- ふじさわ防災ナビ ～避難行動要支援者編～(本冊子)

2. リーフレット

- ふじさわ防災ナビ ～みんなの防災・これだけは知っておこう編～
- ふじさわ防災ナビ ～妊婦さんと乳幼児がいるご家庭編～
- ふじさわ防災ナビ ～避難行動要支援者編～(リーフレット)

3. メール

4. インターネット

5. 電子地図 (Web GIS)

6. ツイッター

7. スマートフォンアプリ

8. DVD (動画) 災害がおきたときみんなで支えあうために

※藤沢市ホームページからも動画を閲覧することができます。

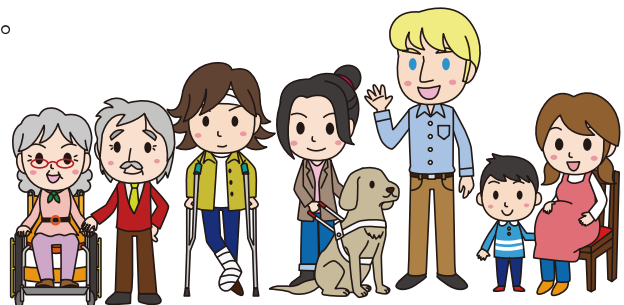
9. その他

- マイME・BYOカルテ^み_{びょう} (神奈川県作成)

小冊子等は、藤沢市ホームページの「ふじさわ防災ナビ」からもご確認いただけます。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

この「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」は、避難の際に支援を必要とする方と支援する方が、あらかじめ支援の在り方を考えておくことで、いざという時に、あわてず、素早い行動に移ることができるように作成しました。



第2章 要配慮者と避難行動要支援者

災害発生時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により指定避難所で生活する場合に、他者の配慮を必要とする方々を要配慮者といいます。

また、「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」では、これらの要配慮者のうち、高齢者や障がい者など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する方を、「避難行動要支援者」と位置付け、地域の中で避難支援体制づくりを進めることとしています。

要配慮者

避難行動要支援者

○高齢者

- ひとり暮らし高齢者（75歳以上） ● ねたきり高齢者（65歳以上）
- 高齢者のみ世帯（75歳以上）

○障がい者

- 身体障がい（視覚6級以上、聴覚6級以上、上肢1・2級、下肢1～3級、体幹1～3級、腎機能障がい1級）
- 知的障がい（A1、A2、B1、B2）
- 精神障がい（1・2級）の方
- 精神障がい（3級）のうち、市の生活支援を受けている方

○要介護者

- 介護保険要介護3以上

○自立支援医療（精神通院）受給者のうち、市の生活支援を受けている方

○難病患者のうち、市の生活支援を受けている方

○妊婦・乳幼児 ○未就学児童 ○児童生徒 ○外国人

（その他要配慮者）

障がいがない方でも、災害発生時においては要配慮者となる場合があります。

負傷等により自力歩行や素早い避難行動が困難な場合には、簡易担架等の補助器具や家族等による支援が必要となります。

第3章 藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画

2011年(平成23年)の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、犠牲者のうち、障がいのある方の割合についても、障がいのない方と比較して2倍程度に上ったと推計されています。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への避難支援の強化が急務になっています。

こうした状況を受け、国は、2013年(平成25年6月)に災害対策基本法を改正し、同年8月には「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。

藤沢市では、法改正を受けた取組として、避難行動要支援者対策を「藤沢市地域防災計画」に位置付け、「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」として、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行いました。

「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」では、避難行動要支援者名簿を活用した地域での避難支援体制づくりのために、次の項目などに関する考え方を示しています。

- ①避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ②名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法
- ③避難行動要支援者の避難支援等に関する事項
- ④避難支援等関係者の範囲
- ⑤避難支援等関係者の安全確保
- ⑥個人情報の保護に関する事項

地域の防災力を高めていくためにも、住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに、備えをする「自助」や、自治会・町内会、近隣住民との助け合い・支え合いによる「共助」を進め、民生委員・児童委員や行政機関などと連携して避難支援体制づくりに取り組む必要があります。

まずはこの小冊子をお読みいただき、避難支援を必要とする方は、自主防災組織(または自治会や町内会など)や民生委員・児童委員に相談してみましょ



第2部 避難行動要支援者の個別支援対策

第1章 高齢者

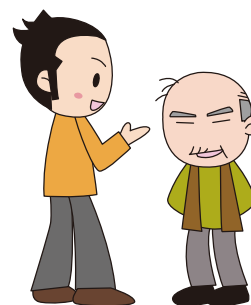
1 ひとり暮らしやねたきり高齢者・高齢世帯及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 家具の転倒防止
 - 家財の落下防止
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 支援者や近隣の方々と、災害が起きたらどうするか話し合う機会を設けましょう。(きっかけがわからない場合は、「自治会・町内会」へ相談しましょう。)
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。避難場所、避難ルートを確認し、いざというときに行動できるよう心がけましょう。
- 搬送支援に備えて、シーツ、毛布、簡易担架、リヤカーなどの搬送用具を用意しておきましょう。

災害が起きた時

- 支援者は、避難行動要支援者が何を求めているか、しっかり話を聞きましょう。声をかけて、不安を取り除き、どのような支援が必要か尋ねましょう。
- 避難するときに、足腰が弱って自力で動けない場合もあります。支援者は持ち出し品などを持ってあげるようにしましょう。
- 認知症などが原因で、危険な状況や避難の必要が分からない場合があります。支援者は簡単な言葉でゆっくりと声かけをしましょう。また、パニックになってしまうと大声を出すこともありますので、安心するように接しましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル3「高齢者等避難」警戒レベル4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所(洪水・崖崩れ)等への避難を始めてください。
(※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の2階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。)



第2章 障がい者

1 視覚障がいのある方及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 家具の転倒防止
 - 家財の落下防止
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 支援者や近隣の方々と、災害が起きたらどうするか話し合う機会を設けましょう。（きっかけがわからない場合は、「自治会・町内会」へ相談しましょう。）
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。避難場所、避難ルートを確認し、いざというときに行動できるよう心がけましょう。
- 白杖、点字器、携帯電話などを身近なところに準備しておきましょう。

災害が起きた時

- 連絡や通知は音声によって行いましょう。
- 声をかけ、危険があるかないかを伝え、不安を和らげましょう。
- 慣れていない場所では、一人で移動することは困難です。
移動介助を申し出ましょう。
- 誘導するときは、ひじを持ってもらい、支援者が半歩程度先に立ち、目の前の状況を具体的に伝えましょう。障害物などがある場合は、どう避けたらよいのかも具体的に知らせましょう。
- 盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしないようにして誘導しましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル 3「高齢者等避難」警戒レベル 4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）等への避難を始めてください。（※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の 2 階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。）



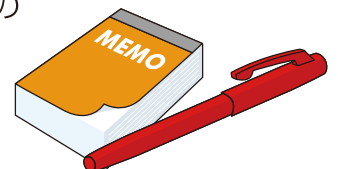
2 聴覚障がいのある方及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 家具の転倒防止
 - 家財の落下防止
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 支援者や近隣の方々と、災害が起きたらどうするか話し合う機会を設けましょう。(きっかけがわからない場合は、「自治会・町内会」へ相談しましょう。)
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。エリアメール・緊急速報メール、メールマガジン「ふじさわ防災ナビ～防災気象情報」、インターネットの活用や、近隣の方による伝達支援を受ける必要があります。
- 補聴器用の電池、筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛、ブザーなどを携帯しましょう。
- ひとり暮らしの人は、近隣の方から地震の情報や避難の方法などを教えてもらえるよう、日頃からの近所付き合いを大切にしましょう。

災害が起きた時

- 手話、筆談、身振り、掲示板などの方法で、情報を伝えるようにしましょう。
- 支援者は、手話でコミュニケーションをとる人、筆談の人など、相手に合わせたコミュニケーションを図りましょう。
- 聴覚障がいのある方が情報発信したい時に、FAXなどが使えない場合には、内容を紙に書いてもらい、代行して声で伝えるようにしましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル3「高齢者等避難」警戒レベル4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）等への避難を始めてください。
(※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の2階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。)



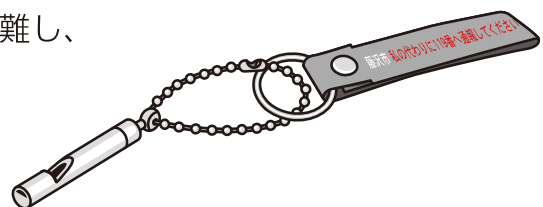
3 音声・言語機能障がいのある方及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 家具の転倒防止
 - 家財の落下防止
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 支援者や近隣の方々と、災害が起きたらどうするか話し合う機会を設けましょう。（きっかけがわからない場合は、「自治会・町内会」へ相談しましょう。）
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。避難場所、避難ルートを確認し、いざというときに行動できるよう心がけましょう。
- 筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛、ブザーなどを携帯しましょう。
- ひとり暮らしの人は、近隣の方から地震の情報や避難の方法などを教えてもらえるよう、日頃からの近所付き合いを大切にしましょう。

災害が起きた時

- 支援者は避難行動要支援者から聞き取りを行い、必要な情報提供や支援をします。
聞き取りが困難なときは、相手に断って筆談やメモを使用するようにします。
- 音声・言語機能障がいのある方が情報発信したい時に、FAX などが使えない場合には、内容を紙に書いてもらい、代行して声で伝えるようにしましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル 3「高齢者等避難」警戒レベル 4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）等への避難を始めてください。（※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の 2 階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。）



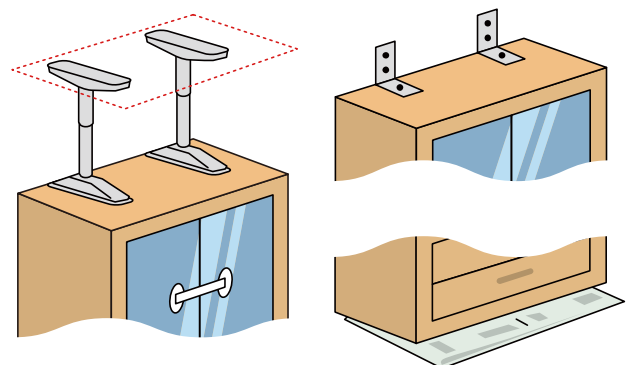
4 肢体不自由のある方及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 家具の転倒防止
 - 家財の落下防止
(布団で寝ている場合に車いす等が揺れによって倒れないようにする対策や、他の家財の落下等で車いす等を破損させない対策も必要)
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 支援者や近隣の方々と、災害が起きたらどうするか話し合う機会を設けましょう。(きっかけがわからない場合は、「自治会・町内会」へ相談しましょう。)
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。避難場所、避難ルートを確認し、いざというときに行動できるよう心がけましょう。
- 搬送支援に備えて、シーツ、毛布、簡易担架、リヤカーなどの搬送用具を用意しておきましょう。

災害が起きた時

- 支援者は、避難行動要支援者が何を求めているか、しっかり話を聞きましょう。声をかけて、不安を取り除き、どのような支援が必要か尋ねましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル3「高齢者等避難」警戒レベル4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所(洪水・崖崩れ)等への避難を始めてください。(※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の2階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。)



5 内部障がいのある方及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 家具の転倒防止
 - 家財の落下防止
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 常備薬、飲み水、食べ物（特殊な治療食）など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 支援者や近隣の方々と、災害が起きたらどうするか話し合う機会を設けましょう。（きっかけがわからない場合は、「自治会・町内会」へ相談しましょう。）
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。避難場所、避難ルートを確認し、いざというときに行動できるよう心がけましょう。
- 常備薬や特殊な治療食の蓄えなどは、主治医に相談して準備しておきましょう。（その名称等もメモしておきましょう。）
- 在宅療養中で災害時の非常用電源が必要な人は、非常用外部バッテリーや自家発電機を準備し、かかりつけの医療機関などと災害時の対応を確認しておきましょう
- 防災カード（巻末付録 1）などを利用して、緊急連絡先やかかりつけの医療機関や服用している薬などを記入したものを本人と家族が持つようにしましょう。また、日頃、使用している装具の説明書を準備しておきましょう。

災害が起きた時

- 支援者は、避難行動要支援者から依頼があれば、医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けましょう。
- 支援者は、避難行動要支援者が何を求めているか、しっかり話を聞きましょう。声をかけて、不安を取り除き、どのような支援が必要かたずねましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル 3「高齢者等避難」警戒レベル 4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）等への避難を始めてください。（※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の 2 階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。）

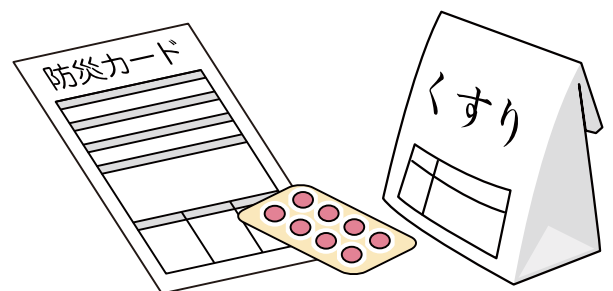
6 精神障がいのある方及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 家具の転倒防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 家財の落下防止
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。避難場所、避難ルートを確認し、いざというときに行動できるよう心がけましょう。
- 医療的なケアが受けられなくなった場合の対処方法について、主治医から聞いておき、適切な行動がとれるようにしておきましょう。
- 防災カード（巻末付録 1）などを利用して、緊急連絡先やかかりつけの医療機関や服用している薬などを記入したものを本人と家族が持つようにしましょう。
- 障がいのある方の家族と近隣の方は、プライバシーに配慮しながら、災害時にはどのような支援が必要であるかを話し合っておきましょう。

災害が起きた時

- 周囲の人は声をかけて落ち着かせ、安全な所へ誘導しましょう。
- 動揺が激しい場合には、本人の了解を得て、緊急連絡先に連絡をしましょう。
- 緊急連絡先と連絡がつかない場合は、医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けましょう。
- 精神障がいのある方は慣れない環境で精神的に不安定になり、集団生活になじめない場合があるので、本人や家族に対して配慮するよう心がけましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル 3「高齢者等避難」警戒レベル 4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）等への避難を始めてください。
（※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の 2 階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。）



7 知的障がいのある方及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 家具の転倒防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 家財の落下防止
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- いざというときに避難の支援などをしてもらえるよう、お付き合いのある身近な人をお願いしておきましょう。
- 防災カード（巻末付録 1）などを利用して、緊急連絡先やかかりつけの医療機関や服用している薬などを記入したものを本人と家族が持つようにしましょう。
- 災害が発生した時や、通院ができなくなった場合の医療的な対処方法について、主治医から聞いておき、適切な行動がとれるようにしておきましょう。
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。避難場所、避難ルートを確認し、いざというときに行動できるよう心がけましょう。

災害が起きた時

- 知的障がいのある方の中には、突然の状況の変化に適応できなかったり、大勢の知らない人たちと生活を共にすることが難しい場合があるので、本人や家族に対して配慮するよう心がけましょう。
- 危険な状況や避難の必要性が分からないときがあります。
- 言葉が伝わりにくい場合は、ゆっくり話しかけ、一つのことを簡潔に伝えるように心がけましょう。この場合、身振り・手振り・文字・絵なども交えて伝えましょう。
- 大きな声で注意などをすると混乱するので、安心するようにやさしい言葉をかけ、冷静な態度で接しましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル 3「高齢者等避難」警戒レベル 4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）等への避難を始めてください。（※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の 2 階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。）

8 発達障がい（自閉症など）のある方及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 家具の転倒防止
 - 家財の落下防止
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。避難場所、避難ルートを確認し、いざというときに行動できるよう心がけましょう。
- 平常時から基本的な防災用語や動作を教え、練習しておきましょう。（もぐる（机に）、ひなん（一緒に）、まもる（頭を）、ていでん（実際に暗くする）など）
- 「じしん」「ゆれる」「あたま」「まもる」など伝え、起震車で地震の揺れを体験するのもよいでしょう。（心配な場合は、予め危機管理課に相談していただければ、訓練の前後に特別に体験する時間を設けるなど配慮します。）
- 災害が発生した時や、通院ができなくなった場合の医療的な対処方法について、主治医から聞いておき、適切な行動がとれるようにしておきましょう。
- 薬の服用がある人は、日頃服用している薬（1 回ずつの小分けにして 3 日分）と服薬メモ（服薬の仕方）も添えて準備し、携帯しましょう。
- 非常持出袋の中には、防災カード（巻末付録 1）、コミュニケーションをとるために必要なもの（絵カード、写真、メモ、筆記用具など）や本人が好きなもの（安心できるもの）も準備しましょう。
- 市で配布している「子どもサポートファイル」や、家族が作成する「サポートブック」などを情報共有や支援に役立てましょう。
- どうしても指定避難所へ移動できない時のために、テントなど野営の準備をしておく必要もあります。
- 近隣の方々に自閉症などについて理解してもらい、災害発生時の安否確認・通報・救助活動に協力してもらえるようお願いしておきましょう。
 - 危険がわからない
 - こだわりが強いので変化に不安を感じる
 - 困っていることを伝えられない場合がある
 - 大怪我をしていても平気な顔をしている場合がある
 - 集団行動がとりにくい

- 自閉症の方の中には、大勢の人がいる場所や声の反響する場所が苦手な方もいるので、人の移動が少ない壁際や、出口付近や窓のある場所を確保するようにしましょう。藤沢市の指定避難所では、各施設ごとに避難所運営マニュアルを整備しています。各避難所運営マニュアルでは、避難スペースに優先順位を定めており、小さな部屋など、要配慮者優先のスペースを設けています。日頃から、自主防災組織などに子どもが自閉症であることを伝え、できるだけ指定避難所ごとの訓練や、地区の総合防災訓練に参加しましょう。

災害が起きた時

- 情報を伝える時には、突如後ろから声をかけたり体に触れたりしないで、正面に立ち、静かな口調でゆっくりと簡潔に話しかけましょう。絵や文字での筆談やジェスチャー、実物を提示する（例：食器を見せたら食事）など、目で見て「これから何をするのか」が分かるような伝え方をしましょう。また、「走っちゃダメ」のような否定ではなく、「歩こうね」のように肯定的に言うようにしましょう。
- 避難するときは、自閉症の方は、どこに行くのかを知らせないと動けないことがあります。静かにゆっくりと短く具体的な言葉で予告したり、避難所の絵などの行き先の手がかりになるものを見せるなどして、落ち着かせながら、安全な誘導をしましょう。本人が安心感を得られるものは持っていける範囲で持ち出しましょう。
- 慣れない人・大勢の人の中では精神的に不安定になり、パニックになることもあります。そのような場合は、できたら静かな所へ移動させ、落ち着いた後に、「このレジャーシートに座ってください」など、本人の居場所を明確に示して安定を図りましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル3「高齢者等避難」警戒レベル4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）等への避難を始めてください。（※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の2階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。）

発達障がいとは？

こうはんせいはいったつしょう

じへいしょう ふく

がくしゅうしょう

ちゅう い けっかん た どうせいしょう

● 広汎性発達障がい(自閉症を含む) ● 学習障がい(LD) ● 注意欠陥多動性障がい(ADHD) など

生まれつき、脳の機能に原因があって生じる障がいです。発達障がいの方はいくつかの障がいの特性を併せ持っていることが多いという特徴があります。否定的な言動には過敏な方が多いので、できるだけ肯定的に話してください。また、きつい口調や大声、力ずくで急にさわられることは苦手なことが多いので、話しかけるときは正面に立ち、ゆっくりやさしく接しましょう。



第3章 要介護者

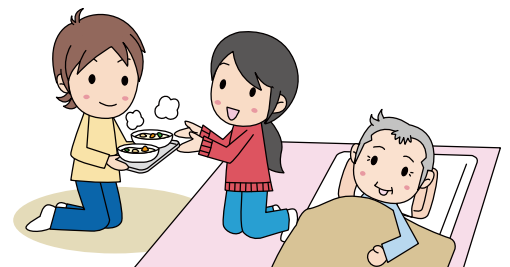
1 介護や支援が無ければ生活が困難な方及びその支援者

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 家具の転倒防止
 - 家財の落下防止
(布団で寝ている場合に車いす等が揺れによって倒れないようにする対策や、他の家財の落下等で車いす等を破損させない対策も必要)
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 支援者や近隣の方々と災害が起きたら、どうするか話し合う機会を設けましょう。(きっかけがわからない場合は、「自治会・町内会」へ相談しましょう。)
- 特に津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住する場合は、注意が必要です。避難場所、避難ルートを確認し、いざというときに行動できるよう心がけましょう。
- 搬送支援に備えて、シーツ、毛布、簡易担架、リヤカーなどの搬送用具を用意しておきましょう。

災害が起きた時

- 支援者は、避難行動要支援者が何を求めているか、しっかり話を聞きましょう。声をかけて、不安を取り除き、どのような支援が必要か尋ねましょう。
- 避難するときに、足腰が弱って自力で動けない場合もあります。支援者は持ち出し品などを持ってあげるようにしましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。避難行動要支援者は、何が必要か支援者に伝えましょう。
- 津波災害警戒区域及びその周辺に居住している方は、大きな地震があった場合、命を守るために、津波災害警戒区域外又は近くの津波避難ビル等へ直ちに避難しましょう。
- 風水害等の際に、警戒レベル3「高齢者等避難」
警戒レベル4「避難指示」が発令された場合、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住している方は、近くの指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）等への避難を始めてください。(※風水害時において、外が危険な場合は、自宅や近くの建物の2階などに垂直避難し、屋内で安全を確保してください。)



第3部 要配慮者の支援

1 要配慮者・ご家族・身近な方へ

日頃の備え

- 「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。
 - 自宅の耐震化
 - 家具の転倒防止
 - 家財の落下防止
 - 窓ガラス等の飛散防止
 - 風水害に備えた自宅周りのチェック
 - 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄
- 災害が発生した場合、まずは自らの安全を確保することが基本です。防災の知識を身につけ、日頃の備えを万全にしましょう。
- 要配慮者の存在や支援の内容を近隣の方に知ってもらい、被災時の安否確認・通報・救助活動に協力してもらえるようお願いしておきましょう。
- 防災訓練には、家族と本人と一緒に積極的に参加しましょう。
- 被災した場合の具体的な避難方法、避難経路、連絡方法、役割分担などを家族や身近な介助者・福祉サービス事業者や職場の人と日頃から話し合っておきましょう。
- 薬を服用している場合には、処方されている薬の被災後の入手方法や医療的なアドバイスを、かかりつけの医師に確認しておきましょう。
- 要配慮者が避難生活に必要なものは、あらかじめ非常持出袋に入れて準備しましょう。
- 要配慮者に必要な支援や関わり方をまとめた防災カード（巻末付録 1）を作成し、通勤通学時のかばんや非常持出袋に入れておきましょう。

災害が起きた時

- 周囲の安全を確認しながら、要配慮者の安否確認をしましょう。
- 言葉を理解することが苦手な人に対しては、文字や絵などを使い、言葉の内容を理解してもらいましょう。
- 地震が発生したら座布団などで頭部を保護させ、転倒、落下物に注意し、要配慮者のペースに配慮し、安全な場所へ誘導しましょう。
- 要配慮者と離れている時に備え、近隣の方をお願いしたり、災害用伝言ダイヤルなどを利用した安否確認方法などを確認しておきましょう。
- 避難の際は、非常持出袋を持ち出しましょう。
- 自宅前に避難先の連絡メモを残しましょう。
- 自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありませんが、情報や物資が不足する場合は、指定避難所に取りに行く必要があります。要配慮者は、何か必要があれば支援者に伝えましょう。

2 支援者のみなさん～地域の方へ～

日頃の備え

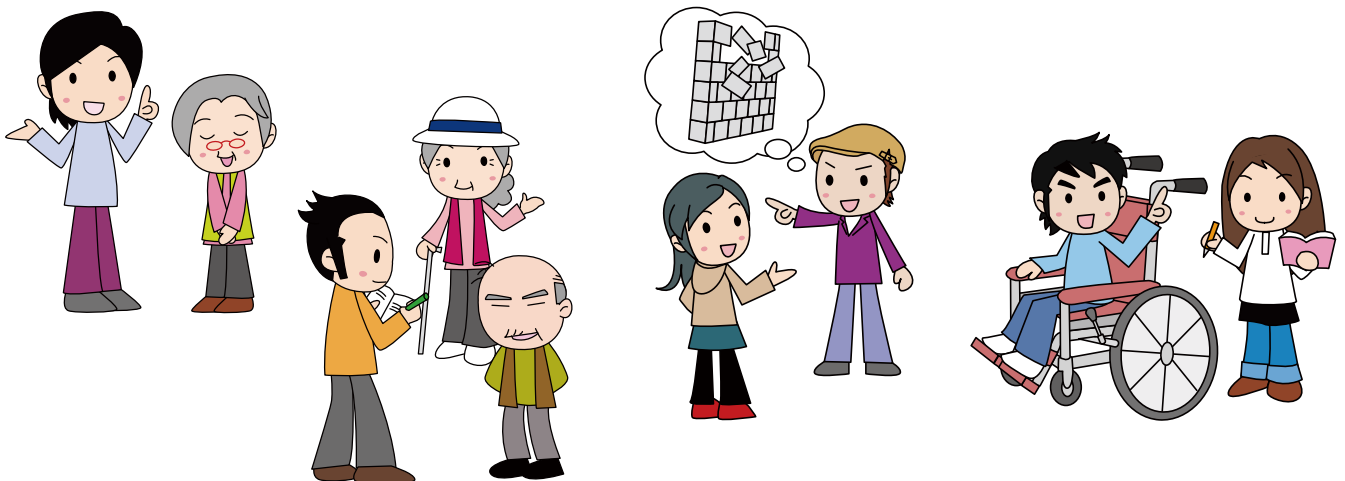
- プライバシーに配慮しながら、要配慮者とその家族と交流を深め、災害発生時にはどのような支援が必要であるかを話し合い、災害発生時には遠慮なく支援を申し出てもらえるような関係を築きましょう。
- 自主防災組織の中で、要配慮者の支援における役割分担を決めておきましょう。また、要配慮者が災害発生時にとるべき行動を知識として備え、適切な支援ができるようにしておきましょう。
- 防災訓練を実施する際には、要配慮者とその家族に参加を促すとともに、要配慮者が安心して参加できるような気遣いが必要です。

災害が起きた時

- 家族、隣近所、近隣の要配慮者の順に声かけを行い、自主防災組織で事前に定めた一時避難場所にて、安否確認を行い、助け合いましょう。
- 要配慮者の家族がいる場合は、家族の話も聞いた上で、適切な支援をしましょう。
- 要配慮者が一人にいる場合は、防災カード（巻末付録 1）を持っていれば連絡先へ確認し、指示に従って安心できるところに誘導しましょう。

指定避難所に避難した場合

- 要配慮者の中には、外見では配慮が必要かわからない場合もありますが、特別な配慮が必要なことを理解しましょう。
- 通路は車いすが通れる幅（最低 90 cm程度以上）を確保し、バリアフリーにできるよう工夫することなどがが必要です。
- 食事や水などの配給の際、要配慮者のお世話のために列に並べない人もいます。周囲の人は係の人に連絡したり、代わりに受け取るなど協力しましょう。



3 妊婦・乳幼児及び家族のために

日頃の備え

○「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」などを参考にして、自宅の被災を防ぎ、指定避難所へ避難せずに、自宅で安心して生活ができるよう、次の対策をしましょう。

- 自宅の耐震化
- 家具の転倒防止
- 家財の落下防止
- 窓ガラス等の飛散防止
- 風水害に備えた自宅周りのチェック
- 飲み水、食べ物など必要とするもの 1 週間分以上を家庭で備蓄

(乳幼児の世話に必要な物を 1 週間外出しなくても足りる量を用意してください。)

○よく過ごす部屋では、テレビや家具などが倒れてこない「安全ゾーン」を作り、親子で「避難訓練ごっこ」をするなど、日頃から防災意識を高めましょう。(できれば家の中すべてを「安全ゾーン」にしてください。)

○非常持出品の中には、災害グッズのほかに乳幼児の世話に必要なもの(離乳食や粉ミルク、紙おむつ、おしりふきなど)を入れましょう。

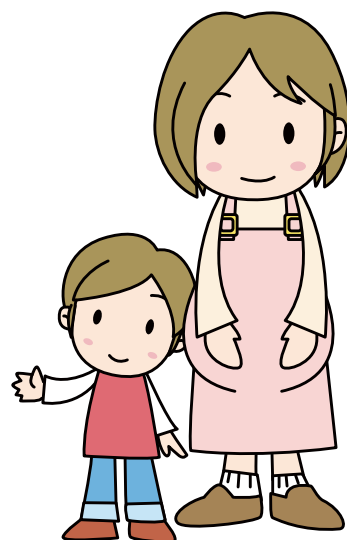
災害が起きた時

○乳幼児を抱えての避難は大変危険です。どのような支援が必要か、声をかけましょう。

○妊婦の方は、自分で動ける範囲やできることが制限されるため、避難するときには、配慮が必要です。

妊婦さんと乳幼児のいるご家庭向けには、リーフレット「ふじさわ防災ナビ～妊婦さんと乳幼児がいるご家庭編～」を作成し、藤沢市の子育て関連施設で配布しています。

災害発生時の妊婦さんの産科受診や、乳幼児用の非常持出品リストなどについて紹介していますので、ぜひお読みください。



4 外国人市民のために (For Non-Japanese Residents)

ひ ごろ そな

日頃の備え

Disaster prevention in daily life

ひ ごろ ち い き ぼうさい い べ ん と ち い き かつ どう さん か

○日頃から地域の防災イベントや地域活動に参加しましょう。

Let's join local disaster prevention events and community activities regularly.

さいがい お と き

災害が起きた時

If a disaster has occurred

せいかつしゅうかん ちが

こま

ことば つた

ばあい

かんたん

え

○生活習慣の違いから困ることがあります。言葉で伝えきれないことがある場合は、簡単な絵

じ え す ちゃー

つか

こ み ゅ に けー し ょ ん と

やジェスチャーなどを使うことによって、コミュニケーションが取りやすくなります。

Lifestyle differences may cause difficulties. In case you cannot communicate well with words, the use of simple picture and gesture will ease the communication with others.

がいこく かた

た げんご ぼうさい が い ど

外国の方のための多言語防災ガイド

Disaster Prevention Guidebook in 7 Languages

ふじさわし

がいこく かた

た げんご ぼうさい が い ど

がいこくご ばんが い ど ぶ っ く

藤沢市 HP において、「外国の方のための多言語防災ガイド」という外国語版ガイドブックが

こうかい

ひ ごろ

さいがい

そな

公開されています。日頃から災害に備えておきましょう。

ふじさわし

藤沢市 HP (URL→<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>)

A foreign language guidebook "Disaster Prevention Guidebook in 7 Languages" is available on the City of Fujisawa website. (English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, Vietnamese, and Japanese) Please refer to the link above.

It is recommended to be always prepared for a disaster.



かん まつ ふ ろく いち
巻末付録 1

ぼう さい か ー ど
防災カード

Disaster Prevention Card

わたしのデータ My information			
フリガナ 氏名 住所 電話番号 生年月日	Name Address 神奈川県 藤沢市 Telephone Number (Home) Date of birth 明治・大正・昭和・平成・令和	けつえきがた 血液型 A・B・O・AB ／Rh +・-	けいたいでんわ 携帯電話 Telephone Number (Mobile)
きんきゅうじ れんらくさき 緊急時連絡先 Emergency Contact (Family, Relatives and Friends, etc.)			
氏名 住所	続柄 Relationship	れんらくさきでんわ ばんごう 連絡先電話番号	Telephone Number
氏名 住所	続柄 Relationship	れんらくさきでんわ ばんごう 連絡先電話番号	Telephone Number
わたしの健康状態 My health condition			
げんざいりょうちゅう びょうき か こ おお びょうき しょう ないよう た せ あ れ る ぎ ー くすり 現在治療中の病気・過去にかかった大きな病気・障がいの内容・その他気をつけてほしいこと (アレルギーがでた薬など)			
Illness currently being treated / Major illness in the past / Condition of disability / Others			
かかりつけの病院など Family hospital			
かかりつけの病院名・医師名	住所	電話番号	処方されている薬 (薬の名前、用量mg、飲み方など)
Name of hospital / Name of doctor	Address	Telephone Number	Prescribed drug

かん まつ ふ ろく に
巻末付録 2

コミュニケーションボード

Communications board

わたしの伝えたいこと

What I want to communicate

 あなたの名前は? What is your Name?	 あなたの住所は? What is your Address?	 あなたの電話番号は? What is your Telephone number?	 電話してください Please call.....
 筆談をお願いします Please write it down.	 分かりません I don't understand.	 やめてください Please stop!	 避難場所 Evacuation Shelter
 はい Yes	 いいえ No	 トイレ Restroom	 移動する Move

わたしの相談機関 そうだん き かん My consultation institution			
名前 な まえ Name		住所 じゅう しょ Address	電話番号 でん わ ばんごう Telephone Number
民生委員・児童委員 みんせい いいん じどう いいん Welfare volunteer Commissioned child welfare volunteer			
ケアマネジャー けあ まねーじゃー Care manager			
サービス事業所 さーびす じぎょうしょ Social welfare service office			
学校 がっこう School			
その他 た Others			

わたしの生活 せいかつ My life	
日常生活のできること・できないこと・お願いしたいこと にちじょうせいかつ ねが	
Things I can/can't do in daily life and things I need help with.	

避難するところ ひなん Evacuation Shelter			
市の決めた避難所 し き ひなんじょ		Evacuation Shelter	
家族が離ればなれになったときの集合場所 かぞく はな しゅうごう ばしょ		Designated meeting place in case the family gets separated	

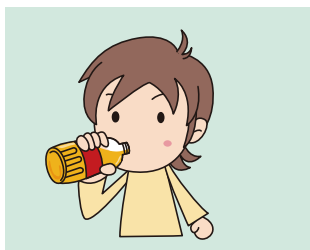
防災関係機関連絡先 ぼうさいかんけいき かんれんくさく さき Authorities to call in case of an emergency			
藤沢市役所 ふじさわ し やくしょ	Fujisawa City Hall	0466-25-1111	消防／救急車 しょうぼう きゅうきゅうしゃ Fire Department／Ambulance 119
災害用伝言ダイヤル さいがいようでんごん	Dial Message Service in times of disaster	171	警察 けいさつ Police 110
水道 すいどう	Water	電気 でんき	Electricity
ガス	Gas	大使館／領事館 たいし かん りょうじ かん Embassy／Consulate	



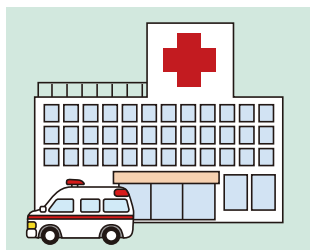
待つ
Wait



食べる
Eat



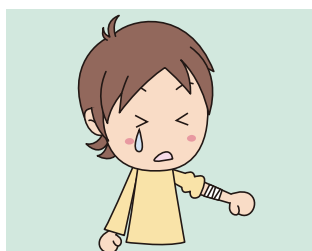
飲む
Drink



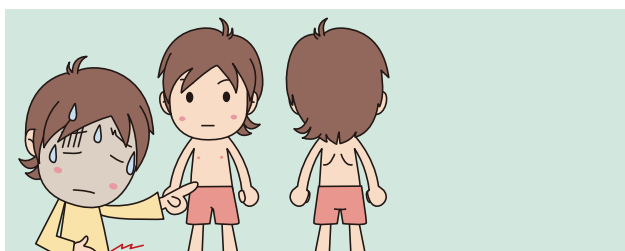
病院
Hospital



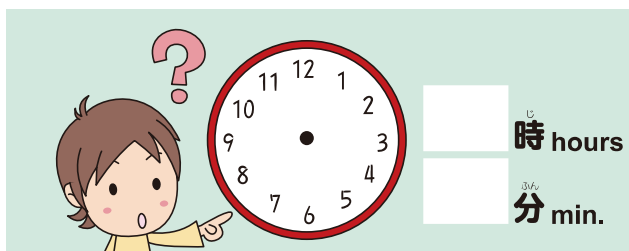
薬
Medicine



手当て
Treatment



具合が悪いです
I don't feel well.



何時？
What time ?



寝る
Sleep

福祉避難所（一次）一覧

福祉避難所（一次）は、災害などにより被害を受け、自分の家に居住できなくなった方で、介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の指定避難所では生活に支障のある方が、受入れ可能な福祉施設（福祉避難所（二次））へ移動できるようになるまでの期間、一時的に避難する施設をいいます。藤沢市では、市民センターを福祉避難所（一次）に指定しています。

福祉避難所以外の指定避難所については、「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」に掲載しています。

地区名	名 称	所在地	電話	FAX
片 瀬	片瀬市民センター	片瀬 3-9-6	27-2711	25-8907
鵜 沼	鵜沼市民センター	鵜沼海岸 2-10-34	33-2001	33-2203
辻 堂	辻堂市民センター	辻堂西海岸 2-1-17	34-8661	34-4187
村 岡	村岡市民センター	弥勒寺 1-7-7	23-0634	23-0641
藤 沢	藤沢市民センター	本町1-12-17	22-0019	22-0293
明 治	明治市民センター	辻堂新町 1-11-23	34-3444	33-5727
湘南大庭	湘南大庭市民センター	大庭 5406-1	87-1111	87-1110
善 行	善行市民センター	善行 1-2-3	81-4431	81-4441
六 会	六会市民センター	亀井野 4-8-1	81-6677	83-2298
湘 南 台	湘南台市民センター	湘南台 1-8	45-1600	45-1604
長 後	長後市民センター	長後 513	44-1622	46-7034
遠 藤	遠藤市民センター	遠藤 2984-3	87-3009	87-3008
御 所 見	御所見市民センター	打戻 1760-1	48-1002	48-5807

2025年（令和7年）4月現在



発行：2025年(令和7年)4月

藤沢市防災安全部災害対策課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL. 0466-25-1111 FAX. 0466-50-8401

E-Mail. fj-kikikanri@city.fujisawa.lg.jp